

魚津市告示第52号

魚津市まちづくり交付金交付要綱の一部改正について
魚津市まちづくり交付金交付要綱（平成28年魚津市告示第45号）の一部を
次のように改正する。

令和6年3月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）</u>第21条の規定に基づき、<u>魚津市まちづくり交付金（以下「交付金」という。）</u>の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域振興会 市内13地区（大町、村木、下中島、上中島、松倉、上野方、本江、片貝、加積、道下、経田、天神及び西布施地区をいう。）<u>ごと</u>に組織される<u>魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号。以下「条例」という。）</u>第25条第1項第3号に掲げる活動団体をいう。</p> <p>(2) <u>まちづくり交付金事業</u> <u>条例に基づいて策定された魚津市市民参画・協働指針における「市民参画と協働のまちづくり」を推進するために実施する次に掲げる事業をいう。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(交付金の交付等)</p> <p>第3条 市長は、<u>地域振興会が実施するまちづくり交付金事業</u>に要する経費に対して、<u>予算の範囲内で交付金を交付する。</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する事業については、<u>交付金の交付対象としない。</u></p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p><u>(4) 特定の個人又は団体の利益を目的とする事業</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認める事業</u></p> <p>(交付金の額等)</p> <p>第4条 <u>交付金の交付区分及び額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(交付金の交付申請)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号）に基づいて策定された魚津市市民参画・協働指針における「市民参画と協働のまちづくり」を推進するため、魚津市まちづくり交付金（以下「交付金」という。）</u>の交付に関し、<u>魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域振興会 市内13地区（大町、村木、下中島、上中島、松倉、上野方、本江、片貝、加積、道下、経田、天神及び西布施地区をいう。）<u>を単位として、自治会又は町内会、女性の会、社会福祉協議会、体育振興会、文化振興会等で構成されたコミュニティ機能を有する活動団体をいう。</u></p> <p>(2) <u>地域特性事業</u> 次に掲げる事業をいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(交付金の交付等)</p> <p>第3条 市長は、<u>地域振興会が実施する地域特性事業</u>に要する経費に対して、<u>予算の範囲内で交付金を交付する。</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する事業については、<u>交付金の交付対象としない。</u></p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第4条 <u>交付金の額は、市長が決める額とする。</u></p> <p>(交付金の交付申請等)</p> <p>第5条 (略)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(交付金の交付決定等)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否について、魚津市まちづくり交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定により交付の決定を受けた地域振興会（以下「交付事業者」という。）から提出される魚津市まちづくり交付金概算払請求書（様式第3号）に基づき、交付金を交付するものとする。</p> <p>3 交付事業者は、事業の完了後速やかに交付金の精算をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">。</p> <p style="text-align: center;">(交付決定の変更申請)</p> <p>第7条 交付事業者が、交付金の交付の決定を受けた事業（以下「交付事業」という。）の内容（第15条の規定による交付金の流用を除く。）を変更し、交付金の額を増額又は減額して交付を受けようとするときは、あらかじめ協議を行うものとし、魚津市まちづくり交付金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(変更承認及び通知)</p> <p>第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、魚津市まちづくり交付金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により交付事業者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(交付金の積立て)</p> <p>第9条 交付事業者は、交付事業のうち単年度での完了が見込めず、複数年度にわたって実施する必要がある交付事業（以下「積立事業」という。）がある場合は、交付金の一部を基金として積み立てることができる。この場合において、交付事業者は、積立開始初年度に魚津市まちづくり交付金基金積立計画書承認申請書（様式第6号。以下「計画書」という。）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定について、魚津市まちづくり交付金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(交付金の積立て)</p> <p>第6条 前条の規定により交付の決定を受けた地域振興会（以下「交付事業者」という。）は、交付金の交付の決定を受けた事業（以下「交付事業」という。）のうち、単年度での完了が見込めず、複数年度にわたって実施する必要がある交付事業（以下「積立事業」という。）がある場合は、交付金の一部を基金として積み立てることができる。この場合において、交付事業者は、積立開始初年度に魚津市まちづくり交付金基金積立計画書（様式第3号。以下「計画書」という。）を市長に提出し、その承認を得なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、前項の計画書の提出があったときは、その内容を審査し、<u>適当であると認め</u>たときは、<u>魚津市まちづくり交付金基金積立計画書承認通知書（様式第7号）</u>により交付事業者に通知するものとする。</p>	
<p>3・4 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>5 交付事業者は、毎年度終了後に魚津市まちづくり交付金基金積立管理状況報告書（<u>様式第8号</u>）により、市長に基金の管理状況を報告しなければならない。</p>	<p>4 交付事業者は、毎年度終了後に魚津市まちづくり交付金基金積立管理状況報告書（<u>様式第4号</u>）により、市長に基金の管理状況を報告しなければならない。</p>
<p>6 交付事業者は、積立期間の終了後、積立事業について当初の目的を達成できない場合又はその遂行が困難になった場合は、速やかに魚津市まちづくり交付金基金積立事業未了報告書（<u>様式第9号</u>）により、市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、<u>不用額となった積立金に相当する額を、不用額が生じた年度の翌年度以降の交付金の額から減額することができる。</u></p> <p>（基金の積立額の変更）</p>	<p>5 交付事業者は、積立期間の終了後、積立事業について当初の目的を達成できず、又はその遂行が困難になった場合は、速やかに魚津市まちづくり交付金基金積立事業未了報告書（<u>様式第5号</u>）により、市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、<u>不用額となった積立金に相当する額を、不用額が生じた年度の翌年度以降の交付金の額から減額することができる。</u></p> <p>。（基金の積立額の変更）</p>
<p>第10条 交付事業者は、計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに魚津市まちづくり交付金基金積立変更計画書承認申請書（<u>様式第10号</u>。以下「<u>変更計画書</u>」という。）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第7条 交付事業者は、計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに魚津市まちづくり交付金基金積立変更計画書（<u>様式第6号</u>）を市長に提出し、その承認を得なければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の変更計画書の提出があったときは、その内容を審査し、<u>適当であると認め</u>たときは、<u>魚津市まちづくり交付金基金積立変更計画書承認通知書（様式第11号）</u>により交付事業者に通知するものとする。</p>	
<p>（実績報告）</p>	<p>（実績報告）</p>
<p>第11条 交付事業者は、交付事業が完了したときは、事業完了後30日以内の日又は当該年度の末日までに、魚津市まちづくり交付金実績報告書（<u>様式第12号</u>）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第8条 交付事業者は、交付事業が完了したときは、事業完了後30日以内の日又は当該年度の末日までに、魚津市まちづくり交付金実績報告書（<u>様式第7号</u>）を市長に提出しなければならない。</p>
<p>（額の確定）</p>	
<p>第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、<u>交付事業が交付決定内容に適合しているか審査し、適合すると認め</u>たときは、<u>交付金額の額を確定し、魚津市まちづくり交付金確定通知書（様式第13号）</u>により、<u>交付事業者に通知するものとする。</u></p>	
<p>（交付金の繰越し）</p>	<p>（交付金の繰越し）</p>
<p>第13条 交付事業者は、交付金に不用額が発生したときは、魚津市まちづくり</p>	<p>第9条 交付事業者は、交付金に不用額が発生したときは、魚津市まちづくり</p>

改正後	改正前
<p>交付金繰越申請書（<u>様式第14号</u>）を市長に提出することにより、当該不用額の発生した年度の翌年度に実施する交付事業の経費に充てるため、当該不用額を繰り越して使用することができる。</p>	<p>交付金繰越申請書（<u>様式第8号</u>）を市長に提出することにより、当該不用額の発生した年度の翌年度に実施する交付事業の経費に充てるため、当該不用額を繰り越して使用することができる。</p>
<p>（交付金の返還）</p>	<p>（交付金の返還）</p>
<p><u>第14条</u> 交付事業者は、各号のいずれかに該当する場合には、市長の命じるところにより、交付金の全部又は一部を返還しなければならない。</p>	<p><u>第10条</u> 交付事業者は、各号のいずれかに該当する場合には、市長の命じるところにより、交付金の全部又は一部を返還しなければならない。</p>
<p>（1）・（2）（略）</p>	<p>（1）・（2）（略）</p>
<p><u>（3） 第15条各号に規定する以外の交付金の流用を行ったとき</u></p>	<p><u>（3）</u>（略）</p>
<p><u>（4）</u>（略）</p>	<p><u>（3）</u>（略）</p>
<p><u>（交付金の流用）</u></p>	<p>（関係書類の整備保管）</p>
<p><u>第15条</u> 別表に掲げる交付区分間における交付金の流用については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り認めるものとする。</p>	<p><u>第11条</u>（略）</p>
<p><u>（1） 地域振興事業費の基礎交付分から上乘せ応援加算に係る経費に流用する場合</u></p>	<p>様式第1号（第5条関係） 【別記2】</p>
<p><u>（2） 人件費から地域振興事業費へ流用する場合。ただし、人件費の10パーセントの額を上限とする。</u></p>	<p>様式第2号（第5条関係） 【別記3】</p>
<p>（関係書類の整備保管）</p>	<p>様式第3号（第6条関係） 【別記7】</p>
<p><u>第16条</u>（略）</p>	<p>様式第4号（第6条関係） 【別記9】</p>
<p><u>（その他）</u></p>	<p></p>
<p><u>第17条</u> この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p></p>
<p><u>別表（第4条、第15条関係） 【別記1】</u></p>	<p></p>
<p><u>様式第1号（第5条関係） 【別記2】</u></p>	<p></p>
<p><u>様式第2号（第6条関係） 【別記3】</u></p>	<p></p>
<p><u>様式第3号（第6条関係） 【別記4】</u></p>	<p></p>
<p><u>様式第4号（第7条関係） 【別記5】</u></p>	<p></p>
<p><u>様式第5号（第8条関係） 【別記6】</u></p>	<p></p>
<p><u>様式第6号（第9条関係） 【別記7】</u></p>	<p></p>
<p><u>様式第7号（第9条関係） 【別記8】</u></p>	<p></p>
<p><u>様式第8号（第9条関係） 【別記9】</u></p>	<p></p>

改正後	改正前
様式第9号 (第9条関係) 【別記10】	様式第5号 (第6条関係) 【別記10】
様式第10号 (第10条関係) 【別記11】	様式第6号 (第7条関係) 【別記11】
様式第11号 (第10条関係) 【別記12】	
様式第12号 (第11条関係) 【別記13】	様式第7号 (第8条関係) 【別記13】
様式第13号 (第12条関係) 【別記14】	
様式第14号 (第13条関係) 【別記15】	様式第8号 (第9条関係) 【別記15】

【別記1】

別表（第4条、第15条関係）

交付区分		内容	交付金の額
地域振興事業費	基礎交付分	地域振興会が主体的に行う地域コミュニティ活動に係る経費及び運営費	地域振興会ごとに市長が定める額
	上乗せ応援加算	基礎交付分に該当する経費のほか、地域の活性化や課題解決に特に寄与すると認められる新規性を加えた事業に係る経費	定額（活動計画書に掲げる活動に必要な経費の合計額から1,000円未満を切捨てた額とし、1組織当たり合計500千円を限度とする。）
人件費（指定管理者に限る。）		地域振興事務員及び地域振興事務補助員に係る報酬、給料、期末・勤勉手当、時間外手当、通勤手当、社会保険料、労働保険料、退職手当事業主負担金及び健康診断料	地域振興会ごとに市長が定める額

備考 事業目的外の宿泊費、交際費、慶弔費、懇親会費その他社会通念上公費で支出することが適当でない経費は交付対象外とする。

改正後

【別記2】
様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

魚津市まちづくり交付金交付申請書

年度において、まちづくり交付金事業を実施したいので、魚津市まちづくり交付金交付要綱第5条第1項の規定により、魚津市まちづくり交付金を下記のとおり申請します。

記

交付申請総額	金 円	
	交付区分	申請額
交付申請額内訳		円
		円
		円
事業の目的		
事業の効果		

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 上乗せ応援加算を申請する場合は活動内容が分かる活動計画書

1 事業計画書

2 収支予算書

収入の部 (単位：円)

項目	予算額	摘要
計		

支出の部 (単位：円)

項目	予算額	摘要
計		

3 活動計画書（上乘せ応援加算）

活動の名称		
活動の目的	(解決すべき課題等)	
活動の内容	対象	(誰に、何を等)
	手法	(いつ、どのように等)
	目標	(目的とする結果、数値基準等)
活動予定時期		
活動に係る 予算額	金 _____ 円	
目指す効果	(事業に取り組み、地区住民がどのような効果を受けるか。)	

備考 取組む活動が複数ある場合は、それぞれの活動を分けて記載すること。

【別記2】
様式第1号（第5条関係）

改正前

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

団体名

代表者 職 氏名

魚津市まちづくり交付金交付申請書

年度において、地域特性事業を実施したいので、魚津市まちづくり交付金交付要綱第5条第1項の規定により、魚津市まちづくり交付金を下記のとおり申請します。

記

交付申請額	円
<u>実施時期</u>	<u>年度</u>
事業の目的	
事業の効果	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

1 事業計画書

2 収支予算書

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	摘要
計		

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	摘要
計		

【別記3】

様式第2号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者氏名

年度 魚津市まちづくり交付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました魚津市まちづくり交付金については、魚津市まちづくり交付金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付の可否

交付します。

交付しません。

（交付しない理由）

2 交付決定額

金 円

3 交付決定額の内訳

年 月 日

魚津市長



【別記3】
様式第2号（第5条関係）

改正前

魚津市指令第 号
年 月 日

様

魚津市長



魚津市まちづくり交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度魚津市まちづくり交付金について、下記のとおり決定しましたので、魚津市まちづくり交付金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

【別記4】

改正後

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

請求者
所在地
団体名
代表者氏名 ⑩

魚津市まちづくり交付金概算払請求書

年 月 日付け魚津指令 第 号で交付決定を受けた魚津市まちづくり交付金として下記金額を請求します。

なお、交付金は次の口座に振込願います。

記

請求金額 金 円

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	名称							
種 別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他 ()							

※請求者名義の口座を記入してください。

【別記5】
様式第4号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長 _____ 宛

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

魚津市まちづくり交付金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市まちづくり交付金の交付決定の通知があった魚津市まちづくり交付金事業については、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、魚津市まちづくり交付金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 交付金申請額

（変更前）金 円

（変更後）金 円

4 関係書類

【別記6】

改正後

様式第5号（第8条関係）

魚津市指令第 号
年 月 日

_____ 様

魚津市長 _____



魚津市まちづくり交付金変更（中止・廃止）承認通知書

_____ 年 _____ 月 _____ 日付で変更（中止・廃止）承認申請のあった _____ 年度魚津市
まちづくり交付金について、下記のとおり承認したので、魚津市まちづくり交付金交付要
綱第8条の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 交付金承認額

（変更前）金 _____ 円

（変更後）金 _____ 円

改正後

【別記7】
様式第6号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

魚津市まちづくり交付金基金積立計画書承認申請書

年度に予定している事業の実施に関して、魚津市まちづくり交付金の一部を積み立てたいので、下記のとおり計画書を提出し承認を求めます。

記

事業名			
事業内容			
実施予定年度			
事業予定額			
積立予定額			
積立期間	1年目（ 年度）	円	
	2年目（ 年度）	円	
	3年目（ 年度）	円	
事業の収支	(収入)項目	金額	摘要
	計		
	(支出)項目	金額	摘要
	計		

【別記7】
様式第3号（第6条関係）

改正前

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

団体名

代表者 職 氏名

魚津市まちづくり交付金基金積立計画書

年度に予定している事業の実施に関して、魚津市まちづくり交付金の一部を積み立てたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

事業名			
事業内容			
実施予定年度			
事業予定額			
積立予定額			
積立期間	1年目（ 年度）		円
	2年目（ 年度）		円
	3年目（ 年度）		円
事業の収支	(収入) 項目	金額	摘要
	計		
	(支出) 項目	金額	摘要
	計		

改正後

【別記8】
様式第7号（第9条関係）

魚津市指令第 号
年 月 日

_____ 様

魚津市長 _____

印

魚津市まちづくり交付金基金積立計画書承認通知書

_____ 年 月 日付で承認申請のあった _____ 年度魚津市まちづくり交付金基金積立計画書について、計画書に記載のとおり承認したので、魚津市まちづくり交付金交付要綱第9条の規定により通知します。

改正後

【別記 9】
様式第 8 号 (第 9 条関係)

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

魚津市まちづくり交付金基金積立管理状況報告書

年 月 日付けで提出した魚津市まちづくり交付金基金積立計画書に
基づく 年度の基金積立状況について、下記のとおり報告します。

記

事業名		
積立期間	年度から	年度まで
積立予定額	円	
収支状況	前年度までの積立額	円
	今年度積立額	円
	合 計 額	円

【別記9】
様式第4号（第6条関係）

改正前

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

団体名

代表者 職 氏名

魚津市まちづくり交付金基金積立管理状況報告書

年 月 日付で提出した魚津市まちづくり交付金基金積立計画書に
基づく 年度の基金積立状況について、下記のとおり報告します。

記

事業名		
積立期間	年度から	年度まで
積立予定額	円	
収支状況	前年度までの積立額	円
	今年度積立額	円
	合 計 額	円

改正後

【別記10】
様式第9号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

魚津市まちづくり交付金基金積立事業未了報告書

年 月 日付で提出した魚津市まちづくり交付金基金積立計画書における積立期間内で積立事業を完了することができなかつたので、下記のとおり報告します。

記

事業名	
実施時期	年度
基金積立額合計	円
不用額	円
未実施事由	

改正前

【別記10】
様式第5号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

団体名

代表者 職 氏名

魚津市まちづくり交付金基金積立事業未了報告書

年 月 日付で提出した魚津市まちづくり交付金基金積立計画書における積立期間内で積立事業を完了することができなかつたので、下記のとおり報告します。

記

事業名	
実施時期	年度
基金積立額合計	円
不用額	円
未実施事由	

改正後

【別記11】

様式第10号 (第10条関係)

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

魚津市まちづくり交付金基金積立変更計画書承認申請書

年 月 日付けで提出した魚津市まちづくり交付金基金積立計画書について、下記のとおり計画内容を変更したいので、承認を求めます。

記

項目	変更前		変更後	
事業名				
事業内容				
実施予定年度	年度		年度	
事業予定額	円		円	
基金積立予定額	円		円	
積立期間	1年目 (年度)	円	1年目 (年度)	円
	2年目 (年度)	円	2年目 (年度)	円
	3年目 (年度)	円	3年目 (年度)	円
事業の収支 (変更後)	(収入) 項目	金額	摘要	
	計			
	(支出) 項目	金額	摘要	
計				

【別記11】
様式第6号（第7条関係）

改正前

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

団体名

代表者 職 氏名

魚津市まちづくり交付金基金積立変更計画書

年 月 日付けで提出した魚津市まちづくり交付金基金積立計画書について、その計画内容を変更したいので、下記のとおり報告します。

記

項目	変更前		変更後	
事業名				
事業内容				
実施予定年度	年度		年度	
事業予定額	円		円	
基金積立予定額	円		円	
積立期間	1年目 (年度)	円	1年目 (年度)	円
	2年目 (年度)	円	2年目 (年度)	円
	3年目 (年度)	円	3年目 (年度)	円
事業の収支 (変更後)	(収入) 項目	金額	摘要	
	計			
	(支出) 項目	金額	摘要	
計				

改正後

【別記12】
様式第11号（第10条関係）

魚津市指令第 号
年 月 日

_____ 様

魚津市長 _____ 印

魚津市まちづくり交付金基金積立変更計画書承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった 年度魚津市まちづくり交付金基金積立変更計画書について、変更計画書に記載のとおり承認したので、魚津市まちづくり交付金交付要綱第10条の規定により承認します。

改正後

【別記13】
様式第12号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

魚津市まちづくり交付金実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった 年度魚津市まちづくり交付金について、魚津市まちづくり交付金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 上乗せ応援加算の交付決定を受けた場合は活動内容が分かる活動報告書

1 事業報告書

2 収支決算書

収入の部 (単位：円)

項目	決算額	摘要
計		

支出の部 (単位：円)

項目	決算額	摘要
計		

3 活動報告書（上乘せ応援加算）

<u>活動の名称</u>	
<u>活動実施期間</u>	
<u>活動の内容</u>	
<u>活動に要した 経費</u>	_____ 円
<u>今後の展開</u>	<u>(今後事業をどのように展開していくのか。)</u>

備考 活動の実施状況が分かる写真、チラシ等を添付すること。

【別記13】
様式第7号（第8条関係）

改正前

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

団体名

代表者 職氏名

魚津市まちづくり交付金実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった 年度魚津市まちづくり交付金について、魚津市まちづくり交付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

交付決定額	円
実施時期	年度
事業の効果	

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書

1 事業報告書

2 収支決算書

収入の部

(単位：円)

項目	決算額	摘要
計		

支出の部

(単位：円)

項目	決算額	摘要
計		

【別記14】
様式第13号（第12条関係）

魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者氏名

魚津市まちづくり交付金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定を行った魚津市まちづくり
交付金については、魚津市まちづくり交付金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり
確定しましたので通知します。

記

交付金交付確定額 金 円

年 月 日

魚津市長



改正後

【別記15】
様式第14号（第13条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

魚津市まちづくり交付金繰越申請書

年度において交付を受けた魚津市まちづくり交付金を翌年度に繰り越して使用したいので、魚津市まちづくり交付金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

繰越額 円

繰越理由		
繰越の状況	交付金額(a)	円
	繰越額(b)	円
	繰越割合(b)/(a)	(%)
備考		

【別記15】
様式第8号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所

団体名

代表者 職 氏名

魚津市まちづくり交付金繰越申請書

年度において交付を受けた魚津市まちづくり交付金を翌年度に繰り越して使用したいので、魚津市まちづくり交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

繰越額 円

繰越理由		
繰越の状況	交付金額(a)	円
	繰越額(b)	円
	繰越割合(b)/(a)	(%)
備考		

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。